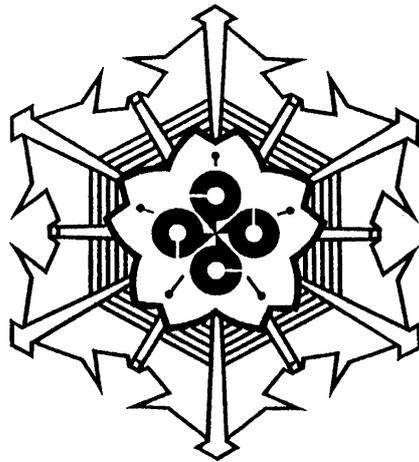


平成31年度

教育訓練実施計画



島根県消防学校

# 平成31年度教育訓練実施計画

この計画は、島根県消防学校校則（昭和44年4月15日島根県訓令第4号）第3条の規定に基づき、島根県消防学校において実施する平成31年度の教育訓練実施計画について定めるものである。

## 第1 教育訓練の基本方針

- 1 消防のあり方とその任務・責務及び基本理念を正しく認識させる。
- 2 全寮制を原則とし、任務遂行に必要な気力・体力の練成、人格の向上、規律及び協同精神の養成を図る。
- 3 職責等を自覚させ、必要な知識・技術を段階的に修得させる。
- 4 複雑、多様化する災害等に迅速、的確に対応できるよう、教育内容・技法のより一層の専門化・高度化に努める。

## 第2 消防職員教育訓練の種別

### 1 初任総合教育（全寮制）

主として新規採用の消防職員を対象に、職務に取り組む意識と姿勢を認識させると共に、消防活動に必要な気力・体力の練成を図り、基礎的な知識・技術を修得させ、基礎業務能力を養成する。

また、救急隊員としての専門的な知識及び技術を修得させ、資格を取得させる。

#### 【到達目標】

- ア 服務義務を理解し、職務意欲が旺盛で、住民の信頼を得られる言動がとれること。
- イ 警防隊員として、基本的な安全管理について理解し、自らの安全を確保し、災害現場では隊長の下命に基づく基本的な活動ができること。
- ウ 消防業務全般について概要を理解し、住民からの一般的な質問に応答できること。
- エ 危険物取扱者（乙4類）、第三級陸上特殊無線技士及び玉掛け技能を取得すること。
- オ 救急業務及び救急医学に関する基本的な知識を有すること。
- カ 応急処置に必要な解剖生理及び各科の病態生理の理解、観察及び判断に基づいた応急処置技術が十分に発揮できること。
- キ 救急資器材の取扱い及び管理に関して精通し、救急救命士の行う特定行為の補助ができること。

### 2 専科教育

#### (1) 救助科（全寮制）

主として新たに救助を担当する消防職員を対象として、救助業務に取り組む意識と姿勢を認識させ、安全かつ専門的な知識及び技術の修得を図る。

#### 【到達目標】

- ア 厳しい環境下において救助活動を遂行し得る旺盛な士気及び強健な身体を有すること。
- イ 業務遂行に必要な専門知識・技術を有し、的確な判断・応用力を備え、有効な救助活動が行えること。
- ウ 救助活動及び訓練において、自らはもとより、連携して組織的に安全を確保すること。

## (2) 警防科 (全寮制)

主として警防業務及び消防団員の指導に携わる消防職員を対象として、特殊災害も含む警防業務全般に取り組む姿勢を認識させるとともに、専門的な知識及び技術を修得させ、業務遂行能力の向上を図ることにあわせ、地域減災に必要な消防団員との連携が図れる指導者の養成を図る。

### 【到達目標】

- ア 警防行政の現状及び課題を理解すること。
- イ 消防・防災関係法令に関する専門知識及び災害対策に関する最新の知識を豊富に有すること。
- ウ 各種災害事象に対する基本的消防戦術を理解し、災害現場において、隊を指揮・統制し、安全かつ効果的・組織的な消防活動及び適切な活動報告ができること。
- エ 災害実態不明な対応を含め、初動対応を重視した実態把握から災害実態に応じた消防活動要領手順を理解すること。
- オ 安全、適切かつ効果的な消防活動の実践に必要な化学物質等に関する専門知識を有すること。
- カ 地域の実態を確認し、減災に必要な実践的指導・連携ができること。
- キ 消防団員への安全確保要領を実践的に指導できること。
- ク 心身の健康管理に積極的に取り組むこと。

## (3) 予防科 (全寮制)

主として予防業務に携わる消防職員を対象として、予防査察業務及び危険物規制業務に取り組む意識と姿勢を認識させると共に、専門的な知識及び技術を修得させ、業務遂行能力の向上を図る。

### 【到達目標】

- ア 査察行政及び危険物行政の現状及び課題を理解し、与えられた権限を正しく執行すること。
- イ 防火管理制度、建築規制、危険物規制及び消防用設備等に係る専門知識を豊富に有し、査察要領全般を修得すること。
- ウ 危険物化学、指定可燃物及び液化石油ガス等に関して、災害対策上必要な専門知識を修得すること。
- エ 違反処理に係る専門的知識を修得し、違反對象物に対し是正・指導ができること。

## 3 幹部教育

### 初級幹部科 (全寮制)

主として消防司令補 (初級幹部にあたる消防士長の階級にある消防職員を含む) の階級にある消防職員を対象として、職務に取り組む意識と姿勢を認識させると共に、必要な知識及び技術を修得させ、組織運営能力の向上を図る。

### 【到達目標】

- ア 初級幹部としての職責を自覚すること。
- イ 住民のニーズと社会情勢の変化を的確に捉え、上司を補佐し、職務意欲旺盛な部下を指導育成できること。
- ウ 隊員を掌握・指導し、自隊の安全を確保、的確な下命ができること。
- エ 組織的な消防活動を理解し、隊を統制・活動し、報告することができること。

## 4 特別教育

### (1) 幹部特別〔研修教官研修〕(全寮制)

今後、所属職員の指導に当たる者を対象に、初任総合教育訓練生等を指導する中で自身の教育技法を確立させると共に、職場の指導者としての指導技術等を養成する。

#### 【到達目標】

- ア 人材育成の重要性と責任を重く受けとめ、後輩の模範となるよう消防人としての品格を備えること。
- イ 実科訓練等において積極的に展示及び指導が行える技術・技能を有し、指導者としての役割を發揮できること。

### (2) 予防特別〔違反是正研修〕(通学制)

違反是正推進に携わる者を対象に、火災予防行政における違反処理能力の向上を図る。

#### 【到達目標】

消防法令の違反是正に係る専門的知識を修得し、違対象物に対し是正、指導ができること。

### (3) 通信指令課程「通信指令研修」(全寮制)

通信指令業務を担当する消防職員を対象として、通信指令業務に取り組む意識と姿勢を認識させ、119番入電時の災害選定及び現場特定並びに口頭指導等の専門的知識及び技術の修得を図る。

#### 【到達目標】

災害の初動体制において最も重要である119番入電時に、災害選定及び現場特定並びに口頭指導等の業務遂行に必要な専門的知識を有し、的確な判断・応用力を備え、有効な通信指令業務が行えること。

### (4) 第三級陸上特殊無線技士講習(通学制)

第三級陸上特殊無線技士の資格を有しない消防職員を対象とし、資格取得のための講習を行う。

## 5 その他教育

### (1) 消防操法審査員講習会(通学制) 島根県消防協会主催

平成31年度県消防操法大会の審査員を対象として、審査に必要な知識・技術を修得させる。

※ 各教育の実施時期及び教育内容については、別表第1・2を参照のこと。

### 第3 消防団員教育訓練の種別

#### 1 幹部教育

##### (1) 初級幹部科 (通学制)

(通学制とし、東部にあっては消防学校、西部にあっては県西部消防本部管内にて実施)

主として班長の階級にある消防団員を対象として、消防団活動に取り組む意識と姿勢を職責に応じて自覚させると共に、消防団活動に必要な規律・知識・技術を修得させ、地域防災の担い手としての資質の向上を図る。

##### 【到達目標】

- ア 消防団初級幹部としての職責を自覚していること。
- イ 消防団の運営に必要な規律、災害活動要領及び安全管理要領を理解し、現場活動で実践できること。
- ウ 地域住民に対して防災指導が行えること。

##### (2) 指揮幹部科 (通学制)

(通学制とし、東部にあっては消防学校、西部にあっては県西部消防本部管内にて実施)

主として副団長、部長又は分団長の階級にある者を対象として、大規模災害時における指揮者としての職責を自覚し、指揮能力の向上を図るため、「現場指揮課程」及び「分団指揮課程」を設ける。

##### ① 現場指揮課程 (通学制)

(通学制とし、東部にあっては消防学校、西部にあっては県西部消防本部管内にて実施)

副団長、部長又は部長と同等の実務経験を有する者を対象とする。

##### 【到達目標】

- ア 災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有していること。
- イ 大規模災害時の現場指揮者として、火災防ぎょ、水害活動、救助救命、避難誘導及び情報収集・伝達に係る的確な現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有すること。
- ウ 地域の実情を踏まえ、自主防災組織等に対して防災指導を行えること。

##### ② 分団指揮課程 (通学制)

(通学制とし、東部にあっては消防学校、西部にあっては県西部消防本部管内にて実施)

分団長、副分団長を対象とする。

##### 【到達目標】

- ア 分団本部等における指揮を行う指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有していること。
- イ 各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動の有り方を深く理解していること。

#### 2 消防団員指導員研修 (全寮制、島根県消防協会からの受託事業)

島根県消防協会が募集する消防団員を対象として、指導員としての知識・技術を修得させる。

※ 各教育の実施時期及び教育内容については、別表第1・2を参照のこと。

#### 第4 その他教育訓練の種別

##### 自衛消防隊員研修（通学制）

主として企業内の自衛消防隊を対象として、自衛消防活動に取り組む意識と姿勢を自覚させると共に、実践的な防災・防火活動を行う上で必要な知識・技術を修得させ、企業内だけに留まらず地域防災の担い手としての資質の向上を図る。

##### 【到達目標】

- ア 自衛消防隊の任務を自覚し、企業内・地域特性を理解し、必要な防災・防火活動に取り組む核となれること。
- イ 自衛消防隊員として自らの安全を確保し、連携して災害防除・軽減に努められること。

※ 各教育の実施時期及び教育内容については、別表第1. 2を参照のこと。

# 入校手続き

## 第1 入校申込み

任命権者は、入校申請書「様式1」を提出する。

初任総合教育及び救助科の入校者は、活動服及び救助服の名札を「様式2」のとおり取り付ける。

初任総合教育の入校者は、学生駐車場使用申込書「様式3」を提出する。

各消防本部は、支給被服サイズ調査が必要な教育にあつては「様式4」を提出する。

## 第2 入校申込みの時期

入校日の40日前までに消防学校へ提出する。

但し、消防職員初任総合教育、消防団員教育(団員指導員研修を除く)及び自衛消防隊員研修にあつては、30日前までとする。

## 第3 入校決定

入校日の20日前までに決定し、入校決定通知書を任命権者に送付する。

## 第4 入校受付

日時については、入校決定通知書に記載する。

## 第5 入校中経費の納入

入校中経費(教材費、施設利用・視察経費、福利厚生費、寝具費、運営事務費)は、島根県消防学校教育管理協会からの請求に基づき納入する。

## 第6 入校者の携行教材等

別表第3「携行教材等一覧表」のとおりとする。

## 入 校 申 請 書

平成 年 月 日

島根県消防学校長 様

任命権者

印

平成 年 月 日から開かれる  
消防職員  
消防団員 「  
自衛消防隊員

教育を受講させたく、下記のとおり入校を申し込みます。

記

入校申請者 ○名（別紙のとおり）

問い合わせ先

所属・部署名：

担当者職・氏名：

電話番号：

### 留意事項

- 1 年齢は、入校予定日現在で記入し、在職（在団）年数は、1年未満を切り捨てること。
- 2 本申請書及び名簿は入校予定日の40日前までに消防学校あて郵送により提出し、あわせて別紙名簿をメールで提出すること。〔初任総合教育、消防団員教育（団員指導員研修を除く）及び自衛消防隊員教育にあつては、30日までとする〕
- 3 任命権者が学校への車の乗り入れ（通勤）を許可した場合は、車両 No.欄に車両番号を記載すること。（消防団員教育、自衛消防隊員教育を除く）
- 4 食物アレルギー等により食事に配慮すべき事、その他の事柄がある場合は、備考欄に記載すること。

(別紙)

番号	階 級	氏 名	年 齢	在職(在団) 年数	車両No.	備 考
記入例	消防士長	しまね たろう 島根 太郎	22	3	島根 000 あ 0000	卵アレルギー、喘息あり
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※入校者数に応じて行を追加してください。

※名簿データ送付先 ○島根県消防学校 E-mail : syobogako@pref.shimane.lg.jp

様式 2

活動服、救助服の名札の取り付けについて

- 白い布名札を活動服、救助服の左胸ポケットの上に縫い付ける。(初任総合教育及び救助科のみ)
- 名札の大きさは 縦4 cm×横10 cm
- 名札には「消防本部名」を2文字で書き、1マス空けて「名字」を書く。  
(同じ名字の者がいる場合は、下の名前の一字を小さく書き、分かるようにする:。)



様式3

# 平成 年度消防学校初任総合 11 使用 教 育 学 生 駐 車 場 13 中止 申込書

所 属 名 (消防本部名)		(ふりがな) 申請者氏名	印
管理者 コード <sup>15</sup>	許可 番号 <sup>20</sup>	許 可 <sup>22</sup> 年月日 <sup>23</sup>	<sup>28</sup>
住 所	郡 市	町	番地 号
申 込 区 分	新 規	車両番号	島 根 一
自宅からの最寄りの駅又はバス停までの詳細図及び距離			距離      ・      km
駅 又 は バ ス 停 名	始 発		時 分
	最 終		時 分
自宅から勤務地（消防学校）までの順路の略図及び距離			距離      ・      km
駐車許可を必要とする理由（具体的に記入すること） ※限られた駐車スペースでの許可のため、できるだけ具体的な理由をあげてください。			
駐車場使用期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日			
島根県消防学校長 様	上記申請内容に相違ないことを証明します。  平成 年 月 日 所属長 氏 名		印

- (注) 1. 11使用、13中止、のいずれかに○印をすること。  
 2. 許可年月日の欄は13中止の時には、事由発生年月日を記入すること。  
 3. 太枠（管理者コード、許可番号、許可年月日）は記入しない。



教育種別		対象者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	入校予定人員	期間日数	実日数	教育時間数	入校申請締切日	
消防職員	初任	初任総合教育(第59期)	主として新規採用救急業務に携わる者	8日(月)入寮 ← 9日(火)入校						26日(火)卒業 → 27日(水)退寮					41	228	150	1050	3/11	
	専科教育	救助科(第30期)	主として救助業務に携わる者						2日(月) ← 1日(火)							17	30	20	140	7/24
		警防科(第28期)	主として警防業務に携わる者									2日(月) ↔ 20日(金)				15	19	15	105	10/23
		予防科(第3期)	主として予防業務に携わる者										17日(月) ← 5日(木)			15	17	13	91	1/8
消防職員	幹部教育	初級幹部科(第31期)	主として消防司令補の階級にある者						23日(水) ← 6日(水)						17	15	10	70	9/13	
	特別教育	幹部特別(研修教官)	今後所属職員の指導に当たる者		20日(月) ←											18	12	10	70	4/10
		通信指令課程(通信指令研修)	通信指令業務に携わる者										15日(水) ↔ 17日(金)			13	3	3	21	12/6
		予防特別(違反是正研修)	違反是正推進に携わる者										26日(水) ↔ 27日(木)			16	2	2	14	1/8
		第三級陸上特殊無線技士講習	第三級陸上特殊無線技師資格を有しない者						6日(金)							8	1	1	6	8/1
	消防操法審査員講習会														27	2	2	12		
消防団員	幹部教育	初級幹部科	団員又は班長の階級にある者			1日(土)学校									60	1	1	7	4/26	
						22日(土)大田市								60	1	1	7	5/22		
		指揮幹部科現場指揮課程	主として部長以上の階級にある者							19日(土) 20日(日)浜田市						60	2	2	14	9/19
												30日(土)学校 ↔ 1日(日)学校				60	2	2	14	10/30
	指揮幹部科分団指揮課程	分団長及び副分団長											1日(土)学校 8日(土)江津市		60	1	1	7	12/27	
その他	指導員研修	消防協会から委託された者										18日(土) 19日(日)			2	2	14	消防協会		
その他	自衛消防隊員研修	主として企業の自衛消防隊員である者					27日(火) 28日(水)									2	2	14	7/18	

消防職員幹部特別(研修教官)につきましては、入校式から3日間(5月20日(月)～5月22日(水))を集合教育とします。  
 研修期間は、実施回数を6回(1回当たり3人)とし、集合教育を含め実日数は10日間とする。(1回目5/23～5/31、2回目6/6～6/14、3回目6/20～6/28、4回目7/4～7/12、5回目7/18～7/26、6回目8/1～8/9)

別表 第2 平成31年度

教育・科及び課程別の教科目及び時間数

1 消防職員の教育

教育種別	教科目	教授指標	時間数(H)	
初任総合教育	基礎教育	倫理	(1) 現代社会と消防 (2) 地域社会と消防 (3) 消防職員の使命	3
		情操教育	(1) 講話	4
		法学基礎・消防法	(1) 消防行政と法 (2) 法の分類 (3) 法の効力と適用 (4) 法律関係 (5) 行政法 (6) 法の体系 (7) 消防法の目的 (8) 主要規定の概要	19
		消防組織制度	(1) 地方自治制度 (2) 消防制度 (3) 消防の組織	8
		サービスと勤務	(1) 地方公務員制度 (2) 消防実務 (3) 消防職員の勤務条件 (4) 接遇 (5) 事故防止 (6) 情報公開と個人情報保護 (7) 文書実務	19
		理化学	(1) 物理 (2) 化学 (3) 電気 (4) 燃焼と消火	13
	実務教育	予防広報	(1) 防火管理の意義 (2) 防火管理制度 (3) 共同防火管理制度 (4) 消防広報 (5) 自主防災	15
		危険物	(1) 消防法上の危険物 (2) 危険物施設の規制	13
		消防用設備	(1) 消防用設備等の規制概要 (2) 主要な消防用設備等の基準概要 (3) 消防用設備等の着工届及び検査等	12
		査察	(1) 総則 (2) 査察要領 (3) 違反処理 (4) 定期点検報告制度 (5) 査察実習	20
		建築	(1) 総則 (2) 建築構造 (3) 建築法令 (4) 建築規制 (5) 消防活動上の規制 (6) 建築図書	6
		安全管理	(1) 安全管理の概要 (2) 業務活動別の安全管理 (3) 精神衛生	12
		特殊災害と保安	(1) 特殊災害の概説 (2) 特殊災害の基礎知識と活動要領	6
		火災防ぎよ	(1) 火災 (2) 火災防ぎよの概要 (3) 火災防ぎよ行動 (4) 建物火災防ぎよ (5) 建物以外の火災防ぎよ	25
		火災調査	(1) 火災原因調査 (2) 火災損害調査 (3) 火災調査書類	13
		防災	(1) 災害対策 (2) 気象と災害 (3) 水災防ぎよ (4) 地震対策	13
		消防機械器具・ポンプ	(1) 消防用自動車等 (2) 消防通信 (3) 消防ポンプ (4) 水力学 (5) ポンプ運用	21

教育種別	教科目	教授指標	時間数(H)	
初任総合教育	救急教育	救急業務・救急医学の基礎	(1) 医学概論 (2) 解剖・生理 (3) 社会保障・社会福祉 (4) 救急実務及び救急関係法令	67
		応急処置の総論	(1) 観察 (2) 検査 (3) 応急処置総論 (4) 応急処置各論 (5) 救急医療・災害医療	82
		病態別応急処置	(1) 心肺停止 (2) ショック・循環不全 (3) 意識障害 (4) 出血 (5) 一般外傷 (6) 頭部、頸椎(頸髄)損傷 (7) 熱傷・電撃傷 (8) 中毒 (9) 溺水 (10) 異物(気道・消化管)	64
		特殊病態別応急処置	(1) 小児・新生児 (2) 高齢者 (3) 産婦人科・周産期 (4) 精神障害 (5) その他の創傷の処置等	18
		実務教育	シミュレーション実習	37
	実科教育	訓練礼式	(1) 訓練礼式の概要 (2) 各個訓練 (3) 通常訓練 (4) 敬礼動作 (5) 辞令等の受領 (6) 小隊訓練 (7) 申告等	40
		消防活動訓練	(1) 訓練の概要 (2) ポンプ自動車 (3) 放水訓練 (4) 検索及び救出訓練 (5) 警戒区域・現場広報・水防訓練	57
		救助訓練	(1) 概要 (2) ロープ取扱訓練 (3) 救助操法	50
		機器取扱訓練	(1) 消防機器の概要 (2) 資器材の諸元・性能・取扱要領・保守管理要領等	50
		消防活動応用訓練	(1) 消火活動訓練 (2) 救助活動訓練 (3) 火災総合訓練 (4) その他総合訓練	81
		体育	(1) 健康と体力 (2) 消防職員の体力づくり (3) 運動の生理 (4) トレーニング計画の立て方 (5) トレーニング要領と実践 (6) 傷害の予防・疲労回復等	52
	その他	実務研修	(1) 消防署勤務実習 (2) 視察研修	39
		選択研修	(1) ポンプ操法 (2) 社会教育 (3) 資格取得教育 (4) 実務教育 (5) その他	119
		行事・その他	(1) 儀式(入校式、卒業式、査閲) (2) 準備・収納(入校準備、卒業準備・撤収) (3) 環境整備 (4) その他の行事(オリエンテーション、卒業訓練、 県救助技術大会、面接、意見発表、自己紹介等)	72
		効果測定 (各教科時間内で実施)	(1) 基礎教育 (法制通論、消防法、消防制度、地公法、理化学) (2) 実務教育 (査察、消防用設備、危険物、安全管理、火災防ぎよ、 火災調査、救急、消防ポンプ、防災) (3) 実科訓練(訓練礼式、消防活動、救助、機器取扱訓練、 応用訓練、体力練成)	—
		合計		1050

総合教育は、上記1050時間の他に時間外で、習熟度に応じて必要な訓練を行う。

教育種別	教科目	教授指標	時間数(H)	
専科教育	救助科	講話	(1) 職責と心がまえ	1
		安全管理	(1) 安全管理と法的根拠 (2) 救助と安全管理	21
		災害救助対策	(1) 救助関係法規 (2) 事例別救助対策	21
		救急	(1) 救急処置	7
		救助器具取扱訓練	(1) 救助器具取扱訓練	21
		救助応用訓練	(1) 高所救助 (2) 低所救助 (3) 座屈建物救助訓練 (4) 救急隊との連携訓練 (5) 航空隊との連携訓練	30
		総合訓練	(1) 特殊災害想定訓練	30
		体育	(1) 体力管理	3
		行事・その他	(1) 入校式・修了式 (2) 資機材整備 (3) その他	6
		合計		140
	警防科	講話	(1) 職責と心構え(2) 地域防災の現状 (3)減災への取り組みの必要性	2
		警防行政の課題と現状	(1) 警防行政の現状と課題	3
		防災	(1) 消防広域応援態勢 (2) 土砂災害	5
		警防対策	(1) 地震・水災対策 (2) 生物剤・化学物質災害対策 (3) 放射性物質災害対策 (4) その他各種災害対策	13
		消防戦術と現場指揮	(1) 基本的消防戦術 (2) 現場指揮 (3) 地域の実情に応じた団指揮・統制 (4) 他機関連携	17
		安全管理	実情に応じた安全確保要領指導	2
		特殊災害の概論	(1) 特殊災害の意義 (2) 発生要因 (3) 消防活動の考え方	2
		危険性物質等の基礎知識及び関係法令	(1) 放射性物質、毒・劇物、生物剤、火薬類・ガス、 テロ災害に掛かる基礎知識 (2) 関係法令	7
		特殊災害に対する消防活動要領	(1) 特殊な物質に起因する災害に対する消防活動要領 (2) 特殊な空間・環境における消防活動要領	7
特殊災害における安全管理		(1) 特殊な物質災害における安全管理 (2) 特殊な空間・環境における安全管理 (3) テロ災害における安全管理	5	
図上訓練	(1) 現場指揮要領等のシミュレーション	10		
実技訓練	(1) 各種実科訓練	12		

教育種別	教科目	教授指標	時間数(H)	
専科教育	警防科	事例研究	(1) 討議研修	6
		健康管理	(1) 惨事ストレス (2) 体力管理	3
		地域実情把握	(1) 災害対応図上訓練 (D I G)	4
		訓練指導	(1) 消防活動訓練 (2) 防災指導訓練 (3) その他	4
		行事・その他	(1) 入校式・修了式 (2) 資機材整備 (3) その他	3
		合計		105
	予防科	講話	(1) 職責と心がまえ	1
		予防・危険物行政の現状と課題	(1) 予防・危険物行政の現状と課題	2
		消防同意	(1) 建築行政と消防行政 (2) 消防同意の要領 (3) 防火に関する建築上の規制	6
		査察	(1) 査察の着眼点 (2) 消防用設備等の法的根拠 (3) 種別及び構造並びに査察要領	24
		危険物化学	(1) 危険物類別概論 (2) 指定可燃物・液化石油ガス概論	6
		危険物規制	(1) 許認可事務 (2) 違反処理・手続き	21
		違反処理	(1) 違反処理手続の概要 (2) 違反処理要領	14
		査察実習	(1) 査察実習	7
		事例研究	(1) 査察事例等討議研修	6
		行事・その他	(1) 入校式・修了式 (2) その他	4
		合計		91

教育種別	教科目	教授指標	時間数 (H)	
幹部教育	初級幹部科	講 話	(1) 職責と心がまえ	4
		訓練礼式	(1) 通常点検	1
		消防時事	(1) 法令改正 (2) 消防行政の課題と現状	10
		消防財政	(1) 消防財政の概要	3
		人事業務管理	(1) 健康管理 (2) 人権問題について (3) 情報公開	12
		安全管理	(1) 災害現場の安全管理体制 (2) 事故発生時の対応要領	6
		現場指揮	(1) 災害指揮	15
		事例研究	(1) 事例研究を通して判断力を養成する	15
		行事・その他	(1) 入校式・修了式 (2) その他	4
		合計		70

教育種別	教科目	教授指標	時間数(H)	
特別教育	幹部特別 (研修教官)	教育技法	(1) 教官心得 (2) 教育のPDCAサイクル (3) ティーチングとコーチング	6
		実技指導	(1) 安全管理 (2) 機関運用 (3) ホース延長	40
		教育資料作成	(1) 警防 (2) 予防 (3) 火災調査 (4) その他	23
		行事・その他	(1) 入校式・修了式 (2) その他	1
		合計		70
	通信指令課程 (通信指令研修)	講義	(1) 照会及び問い合わせ等 (2) 通報機器別の受報要領 (3) 聴取、緊急度判定の講義	10
		実技実習	(1) 通信コミュニケーション症例提示 (2) 口頭指導の模擬練	9
		行事・その他	(1) 入校式・修了式 (2) オリエンテーション	2
		合計		21
	予防特別 (違反是正)	消防法規	(1) 消防関係法規 (2) 違反是正の手続き	9
		事例研究	違反是正研究会	4
		行事・その他	(1) 入校式・修了式 (2) その他	1
		合計		14
	第三級陸上特殊無線 技士講習	無線工学	電波法令に定める授業 (財団法人日本無線協会)	2
		法規	電波法令に定める授業 (財団法人日本無線協会)	4
		合計		6
	消防操法審査員講習	ポンプ操法	(1) ポンプ自動車操法 (2) 小型ポンプ操法 (3) 指導要領	11
		行事・その他		1
		合計		12

## 2 消防団員の教育

教育種別	教科目	教授指標	時間数(H)	
幹部教育 初級幹部科	組織制度	(1) 消防団組織 (2) 消防団活動の概要	1	
	訓練礼式	(1) 訓練 (各個訓練、小隊訓練) (2) 点検 (通常点検)	1	
	現場指揮	(1) 警防 (防ぎよの原則、現場指揮と判断) (2) 現場指揮	3	
	安全管理	(1) 危険要因 (2) 事故予防策	1	
	行事・その他	(1) 入校式・修了式 (2) その他	1	
	合計		7	
幹部教育 指揮幹部科	現場指揮課程	講話・現場指揮・安全管理	(1) 職責と心がまえ (2) 指揮の重要性 (3) 安全活動の重要性	1
		火災対応	(1) 火災防ぎよ訓練	2
		水災対応	(1) 水災活動訓練	2
		救助対応	(1) 救助訓練 (2) 救命訓練	4
		避難誘導	(1) 避難誘導訓練	2
		情報対応	(1) 災害情報収集・伝達訓練	1
		防災対応	(1) 地域防災指導訓練	1
		行事・その他	(1) 入校式・修了式 (2) その他	1
	合計		14	
	分団指揮課程	講話	(1) 地域の実情把握	1
		防災対応	(1) 地域実情に応じた取り組みと連携	2
		図上訓練	(1) 災害対応図上訓練 (DIG)	2
		事例研究	(1) 事例発表・検討	1
		行事・その他	(1) 入校式・修了式 (2) その他	1
合計			7	
研修 指導員	県消防協会から委託された教科目		14	

### 3 その他の教育

教育種別	教科目	教 授 指 標	時間数 (H)
自衛消防隊員教育	講話	(1) 職責と心がまえ (2) 消防の現況	1
	防災・防火管理の意義	(1) 防災・防火管理 (2) 消防設備の維持管理	2
	訓練礼式	(1) 訓練 (各個訓練、小隊訓練) (2) 礼式 (敬礼) (3) 点検 (通常点検)	2
	自衛消防活動	(1) 消火理論 (2) 消防設備の活用 (3) 119番通報 (4) 管内放送・広報	2
	安全管理	(1) 危険要因 (2) 事故防止対策	2
	消火訓練	(1) ホースの延長・結合 (2) 放水要領	2
	応急手当	(1) 救急法 (2) 119番通報	2
	行事・その他	(1) 入校式・修了式 (2) その他	1
	合計		14

別表 第3

携 行 教 材 等 一 覧 表

教育種別		携行教材等	制服・制帽・黒短靴	活動服・略帽又はアポロキャップ	ヘルメット 手袋	運動靴	トレーニングウェア	認 印	健康保険証	筆 記 用 具	洗 面 用 具	そ の 他	
消 防 員	初任総合教育		○	○ 救助服含む	○	○	○	○	○	○	○	国語辞典、計算機、紺半袖シャツ2枚、 救助服、防火衣一式、防寒衣、雨合羽、軍手2組 山陰合同銀行普通口座 証明写真2サイズ（制服無帽、正面、上三分 身、 無背景、縁なし、インスタント写真不可） ① 縦4.5cm×横3.5cmを3枚 ② 縦3.0cm×横2.4cmを3枚	
	専科教育	救助科	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	防火衣一式、救助服、防寒衣、 雨合羽 編上作業靴
		警防科	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	防火衣一式、雨合羽、編上作業靴
		予防科	○	○	○	手袋のみ	○	○	○	○	○	○	防寒衣、雨合羽
		火災調査科	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	防火衣一式、雨合羽、編上作業靴、 防寒衣
	幹部教育	初級幹部科	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	防火衣一式、雨合羽、編上作業靴、 防寒衣
		中級幹部科	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	防火衣一式、雨合羽、編上作業靴、 防寒衣
	特別教育	幹部特別 (研修教官)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	防火衣一式、雨合羽、編上作業靴
		通信指令課程 (通信指令研修)	○	○	○	手袋のみ	○	○	○	○	○	○	防寒衣、雨合羽
		予防特別 (違反是正研修)	○										
第三級陸上 特殊無線技士								○		○		受講はスーツ着用、証明写真3枚 (6か月以内撮影、無帽、正面、上三分身、 無背景、縁なし、インスタント写真不可、 縦3.0cm×横2.4cm、裏面に氏名を手書き したもの)	
その他	消防操法審査員 講習会		○		手袋のみ (軍手可)	○		○	○	○			
消 防 団 員 教 育	初 級 幹 部 科			○	手袋のみ (軍手可)	○		○	○	○			
	指揮幹部科 現場指揮課程			○	手袋のみ (軍手可)	○	○	○	○	○	○		
	指揮幹部科 分団指揮課程			○					○	○		管轄の地図 (ハザードマップ等)	
そ の 他	指 導 員 研 修											県消防協会が別に定める	
	自 衛 消 防 隊 員 研 修			○ 訓練ができる服装	手袋のみ (軍手可)	○		○	○	○		各自衛消防隊活動マニュアル等 (可能な範囲)	